



令和2年4月1日から飲食店は…

令和2年4月1日から、飲食店など客に飲食させる施設は、原則として屋内禁煙となります。店内の一部に喫煙室を設ける場合は、省令等で定める要件や基準を満たさなければなりません。下記、①から⑤を選択することになりますが、一定の要件を満たす必要があります。また、⑤は保健所に届け出る必要があります（①から④は届出の必要はありません。）。

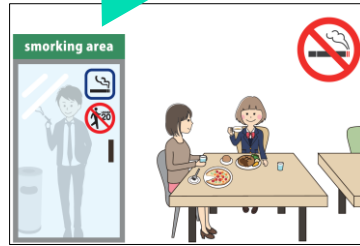
①店内禁煙

原則



②喫煙専用室あり

喫煙のみ可

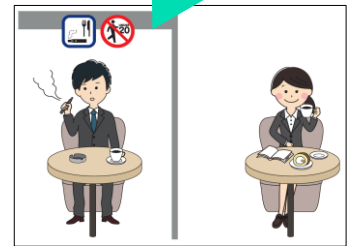


専用室部分は

20歳未満は立入禁止

③加熱式たばこ専用室あり

飲食等も可



専用室部分は

20歳未満は立入禁止

④喫煙目的施設

飲食可



■要件

喫煙を主目的とするバー、スナック等で

- ①製造たばこ小売販売業の許可を得た者が対面販売（出張販売を含む。）をしていること
- ②「通常主食と認められる食事」を主として提供していないこと

（主食の例）米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼きなど

20歳未満は立入禁止

⑤喫煙可能室

（経過措置）

飲食可



20歳未満は立入禁止

以下の4つを全て満たした店は、店内の一部又は全部を喫煙可能にすることができます。

■要件

- ① 令和2年4月1日時点で、既に営業している
- ② 客席部分の面積が100㎡以下
- ③ 中小企業（資本金又は出資の総額が5千万円以下）又は個人経営
- ④ 従業員（※）がいない

→ 要件を満たした上で、所在地の保健所に届け出る必要があります。

※従業員：労働基準法第9条に規定する労働者。賃金を支払われる者。ただし、同居親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除く。



管理権原者等の主な責務（令和2年4月1日～）

「管理権原者」とは、施設等の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者です。（例：オーナー）
また、「管理者」とは、管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者です。（例：店長）
管理権原者・管理者には受動喫煙を防止するための責務があります。

■喫煙器具・設備を設置しない

喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。



■喫煙者への喫煙の中止等の依頼

喫煙してはいけない場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努めなければなりません。

■標識の掲示

都内の飲食店は、お店や喫煙室の入口に以下の標識を掲示しなければなりません。

①店内禁煙



お店入口用



②喫煙専用室あり



喫煙専用室入口用



お店入口用

③加熱式たばこ専用喫煙室あり



喫煙専用室入口用



お店入口用

④喫煙目的施設



お店入口用

⑤喫煙可能室



お店入口用

飲食店においては、令和2年4月までに、お店を禁煙にするか、技術的基準に沿った喫煙室・喫煙可能店にするかを決めて、必要な対策を行ってください。対策を行ったお店から、上記の標識を掲示してください。



保健所等による指導・助言、勧告・公表・命令、立入検査のほか、過料の対象となる場合があります。